

東広島市農業委員会令和2年8月（第8回）総会議事録

- 1 開催日時 令和2年8月28日(金) 午前9時30分から11時00分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館8階 全員協議会室
- 3 出席委員 22人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	木原省五	3	清水寿昭	4	窪田恒治
5	台川洋子	6	小倉亜紗美	7	岡土居正弘
8	古本啓之	9	大月みどり	10	岡本義則
11	黒川克輝	12	荒谷義憲	13	住井正美
15	原茂正	16	吉高信夫	17	長原毅
18	在間輝昭	19	仲伏英雄	20	杉本源藏
21	脇坂俊之	22	高尾昭臣	23	古川みどり
24	瀬戸則昭				

- 4 欠席委員 2人

番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	14	古川國昭

- 5 傍聴人 なし
- 6 議事録署名者
議長(会長) 7番 岡土居 正弘 委員 8番 古本 啓之 委員

- 7 次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事録署名者指名
 - (3) 会期の決定
 - (4) 議案

議案第 39 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 40 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画

- (農地中間管理機構関係分)の決定について
- 議案第 41 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利
用配分計画案に対する意見決定について
- 議案第 42 号 土地改良事業参加資格交替の承認について
- 議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第 44 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 46 号 空き家に附属する農地の下限面積の設定について

(5) 報告

- 報告第 25 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 26 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 報告第 27 号 農地転用(農業用施設)届出の受理について
- 報告第 28 号 農地利用状況調査による非農地判断の専決処分について

(6) その他

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本 越 秀 己	
局長補佐	大 下 宏 治	
農地保全係長	定 井 芳 紀	
農地係主査	津 山 隆 之	
農地係主任	和 田 麻依子	
農地保全係主任主事	坂 見 浩 充	
農地保全係主任主事	高 橋 久 雄	
生活環境部福富支所地域振興課係長		貞 清 良 成
生活環境部豊栄支所地域振興課主任主事		岡 本 美由紀
生活環境部河内支所地域振興課主査		木 村 ゆかり

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課課長補佐	尾 崎 修 司
産業部農林水産課担い手支援係主査	崎 里 恵
産業部農林水産課生産基盤整備係主査	井 口 裕 介
産業部農林水産課担い手支援係主事	小 田 祐 平

議長	<p>これより8月総会を開会いたします。 これからは着席の上、議事進行を行います。 在任委員数24人中22人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。 次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。 東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、7番岡土居委員さん、8番古本委員さんを指名いたします。 次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。 会期は、令和2年8月28日一日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p>< 異議なし ></p>
議長	<p>それでは、会期は令和2年8月28日一日限りといたします。 これより日程第3の議案審議に入ります。 まず、議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。 なお、この案件は東広島市から意見を求められているため、計画内容については農林水産課より説明をしていただき、個々の内容の質問については農業委員会へ事務委任されているため、事務局から答弁をいたします。 それでは、農林水産課から説明をお願いいたします。</p>
崎里主査	<p>私から、総会議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明をさせていただきます。 資料をご覧ください。 今回、議案として提出しております農用地利用集積計画は、利用権設定の貸借権設定に係るもので、件数は71件、総面積は188,418㎡となっております。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。 なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、9月4日付で公告することとしております。 説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
定井農地保全係長	<p>それでは、事務局から利用集積率について説明をいたします。 今回の利用権の設定、また後ほどご審議いただきます農地中間管理機構関係も、議案のとおりご決定いただきますと利用集積率は23.80%となります。前回5月8日の公告時点での集積率が23.38%でしたので、0.42ポイントの増ということになります。 説明は以上でございます。</p>
議長	<p>只今、農林水産課、事務局から説明がありました。 これより質疑に入りますが、本案は本日配付した資料1の議案第39号関係欄に記載しておりますように、在間委員さんが関係者となっております。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。関係者分を先に審議することとしますので、在間委員さんは、審議の間、退室をお願いいたします。</p>
	<p>< 在間委員、退室 ></p>
議長	<p>それでは、議案の事案のうち議案第39号の関係者分について、ご質問、ご意見がありましたらご発言ください。</p>
	<p>< なし ></p>
	<p>ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第39号議案のうち、関係者分について決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第39号の議案のうち、関係者分については決定いたします。 それでは、在間委員さん、入室をお願いします。</p>
	<p>< 在間委員、入室 ></p>
議長	<p>続きまして、議案の事案のうち、先ほど異議がない旨、東広島市長へ回答することにご賛成をいただいた議案以外について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたしま</p>

	す。
	< なし >
議 長	<p>ご質問、ご意見がないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、異議のない旨を東広島市長へ回答することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第40号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、議案第40号で農地中間管理機構による集積による農地は、全て次の議案第41号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」に基づき、担い手に貸し付けられます。したがって、農地中間管理機構を介した農地の賃借という点で密接に関連しております議案第40号と議案第41号は併せての説明をお願いしようと思いましたが、異議はございませんか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、この議案も東広島市長から意見を求められているため、議案第40号と議案第41号を併せて農林水産課から説明をお願いいたします。</p>
小 田 主 事	<p>それでは、まず総会議案の議案第40号の「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、座って説明させていただきます。</p> <p>今回議案として提出しております農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）は、70件295,038.15㎡で、全て利用権の設定に係るものでございます。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。</p> <p>なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、9月4日付で公告することとしております。</p> <p>続きまして、総会議案の議案第41号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」説明をさせていただきます。</p> <p>今回議案として提出しております農用地利用配分計画案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が策定する計画の案でございます。農業委員会からの意見聴取を経て、農地中間管理機構と農地の受け手である各担い手との間で利用権設定を行うための農用地利用配分計画を農地中間管理機構が策定の上で、知事の認可を受けることとなっております。</p> <p>内容については、先ほどの議案第40号で説明をさせていただいた利用集積計画書により、農地中間管理機構が中間管理権を取得する筆の全てについて、農地中間管理機構と受け手となる担い手、4経営体との間で賃借権を設定するものでございます。よって、申込筆数及び申込面積についても、先ほどご説明した内容と同様となります。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。</p> <p>なお、今回の農用地利用配分計画原案につきましては、本日の総会においていただいたご意見を農地中間管理機構に報告することとなっております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、農林水産課からの説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>この議案は、本日配付した資料1の議案第40号関係の欄に記載しておりますように、大月会長職務代理者が関係者となっており、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。関係者分を先に審議することとしますので、大月会長職務代理者におかれましては、審議の間、退室をお願いいたします。</p>

		＜ 大月会長職務代理人、退室 ＞
議	長	それでは、議案のうち議案第40号の関係者分について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。
		＜ なし ＞
議	長	ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第40号議案のうち、関係者分について決定することに賛成の方の挙手を求めます。
		＜ 全員挙手 ＞
議	長	全員賛成ですので、議案第40号の議案のうち、関係者分については決定いたします。 それでは、大月会長職務代理人、入室をしてください。
		＜ 大月会長職務代理人入室 ＞
議	長	続きまして、議案の事案のうち、先ほど異議がない旨、東広島市長へ回答することに賛成いただいた議案以外について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。
		＜ なし ＞
議	長	ご質問、ご意見がないようですので、これより採決に入ります。 議案第40号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」、事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
		＜ 全員挙手 ＞
議	長	全員賛成ですので、議案第40号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することと決定いたします。 次に、議案第41号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。 この議案は、先ほど議案第40号と併せて説明がありましたので、これより質疑に入ります。 なお、本議案は、資料1の議案第41号関係者の欄に記載してありますように、古川委員さんと大月会長職務代理人が関係者となっており、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。関係者分を先に審議することといたしますが、まずは古川委員さん関係分を審議することとしますので、古川委員さんは、審議の間、退室をお願いいたします。
		＜ 古川委員、退室 ＞
議	長	それでは、議案の事案のうち、古川委員の関係分について、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。
		＜ なし ＞
議	長	ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第41号の議案のうち、古川委員の関係分について決定することに賛成の方の挙手を求めます。
		＜ 全員挙手 ＞
議	長	全員賛成ですので、議案第41号の事案のうち、古川委員の関係分については決定いたします。 それでは、古川委員さん、入室してください。
		＜ 古川委員入室 ＞
議	長	続きまして、議案第41号の事案のうち、大月会長職務代理人の関係分を審議することといたしますので、大月会長職務代理人におかれましては、審議の間、退室をお願いいたします。
		＜ 大月会長職務代理人、退室 ＞
議	長	それでは、議案の事案のうち、大月会長職務代理人の関係分について、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
		＜ なし ＞

議 長	<p>ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第41号の事案のうち、大月会長職務代理者の関係分について決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第41号の事案のうち、大月会長職務代理者の関係分については決定いたします。</p> <p>それでは、大月会長職務代理者、入室をお願いいたします。</p>
	<p>< 大月会長職務代理者入室 ></p>
議 長	<p>続きまして、議案の事案のうち、先ほど異議がない旨、東広島市長へ回答することにご賛成いただきました関係者分以外について、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第41号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第41号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定します。</p> <p>次に、議案第42号「土地改良事業参加資格交替の承認について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
坂 見 主 任 主 事	<p>議案第42号「土地改良事業参加資格交替の承認について」説明させていただきます。</p> <p>それでは、座って説明させていただきます。</p> <p>資料は、議案第42号、それから先ほどお配りいたしました議案第42号の正誤表の2点でございます。</p> <p>これは、土地改良法第3条土地改良事業に参加する資格の規定によるものでございます。今回59件の申出がありました。</p> <p>まずは、別紙4の最後の49ページと、一番最後のページとなりますが、それと正誤表の1ページをご覧いただきたいと思っております。</p> <p>全体の筆数、施設につきましては、363筆、280,056.15㎡、田につきましては、346筆、276,769.07㎡、畑につきましては、17筆、3,287.08㎡でございます。</p> <p>それでは、議案の1ページをご覧ください。</p> <p>(1)の1についてご説明いたします。</p> <p>土地改良事業の実施主体は広島県です。</p> <p>新資格者は土地所有者、旧資格者は一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団広島県農地中間管理機構でございます。</p> <p>申出の理由は、県営土地改良事業、区画整理事業、戸野地区及び東広島市河内町、この土地改良区を行う土地改良事業への参加のためでございます。</p> <p>新資格者の権限は、所有権、旧資格者の権限は農地中間管理権でございます。</p> <p>土地は、記載のとおりでございます。</p> <p>以下、新資格者、土地の表示以外の項目は同じでございます。</p> <p>今回の土地改良事業参加資格交代の申出の59件につきましては、農地台帳とも相違なく、問題ないと判断しております。</p> <p>なお、本日の総会でご承認いただきましたら、9月4日付で公告することとしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>

議 長	これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第42号「土地改良事業参加資格交替の承認について」、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第42号「土地改良事業参加資格交替の承認について」は、承認することに決定いたします。 農林水産課の尾崎さん、井口さん、崎里さん、小田さん、ありがとうございます。退席をお願いいたします。
	< 尾崎課長補佐、井口主査、崎里主査、小田主事、退室 >
議 長	次に、議案第43号の「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
和田主任	議長、事務局和田です。 それでは、総会議案の5ページをご覧ください。 議案第43号について説明いたします。 今月は12件の申請がありました。内訳は9ページに記載のとおりです。 内容については座って説明させていただきます。 それでは、75-1について説明します。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、76-2でございます。 耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。 続いて、77-3でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。 続いて、78-4、79-5について、関連しますので、一括して説明します。 交換のため、所有権を移転するものです。交換により、受人、渡人ともに作業効率がよくなるため申請するものです。 番号78-4の受人には3人の労働力があり、番号79-5の受人には2人の労働力があり、それぞれ必要な農機具も保有されています。 続いて、80-6について説明します。 本案件は、農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとするものであり、農地法第3条の不許可の例外に該当するものとして、農地法施行令第2条第1項第1号ハに「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省で定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること」と規定されており、ここに該当する場合、許可ができることとなります。譲受人は特定非営利活動法人であり、地域社会の福祉の増進と障害者の自立支援を図ることを目的として設立されています。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業（指定就労継続支援B型事業）の業務を行うため、本申請地を取得しようとするものです。譲受人の労働力として4名ほど職員がおり、1日平均10名ほどの利用者が営農に当たります。 続いて、81-7でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。 続いて、82-8、83-9について、関連しますので、一括して説明します。 渡人は、経営農地が飛び地となっており、なお高齢のため耕作が難しくなってきたため、隣接地を所有する受人へ所有権を移転するものです。いずれの案件についても、受人には2

和田主任	<p>人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて84-10でございます。 親子間の贈与により、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、85-11でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、86-12でございます。 耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 以上、12件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありました。 担当の委員さんより、必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定をいたします。 次に、議案第44号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>議長、事務局大下。 10ページをお願いいたします。 議案第44号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。 座って説明させていただきます。 11ページをお願いいたします。 今月は4件の申請がございました。 まず、申請番号19-1でございますが、●●における駐車場への転用事案でございます。 申請地は、●●から北に約100m、●●から西に150m、●●から東側200mに位置しておりまして、申請者は申請地の近隣にお住まいの方です。申請地ですが、申請地の隣地は本年2月に5条の許可を得て宅地となっております。この本件は、申請者が農地の残地を自家用の駐車場として利用したいということで、今回転用申請をされたものでございます。また、本申請地は、調整区域内の第2種農地となっております。 続きまして、申請番号20-2でございます。 ●●における太陽光発電設備への転用事案でございます。 申請地ですが、●●から北西に約100m、南西側には●●が通っておりまして、申請者は●●に本店を置き、太陽光発電事業等を行う法人でございます。それで、本申請地におきましては、申請者は本年の5月に農地法第5条による太陽光発電設備への転用許可を得ておられまして、既に所有権移転の登記を済まされ、近く太陽光発電設備を設置される予定でございました。しかしながら、このたび申請地の南側に隣接する農地の所有者がこの申請地と併せて太陽光発電設備への転用を希望されるということをお申入れられたために、申請者は当初の事業計画を変更され、南側の隣地も併せて太陽光発電設備への転用を行うこととされました。 したがって、本申請地につきましては、事業計画の変更と併せて転用許可の取り直しということが必要となりまして、改めて農地法第4条、自己所有地の転用許可申請を申請者</p>

大 下 局 長 補 佐	<p>が提出され、南側の隣接地につきましては、今回新たに農地法第5条による転用許可申請を提出されたものでございます。その4条というところが今回の4条申請の赤く囲った部分でございまして、南側のあの白い点線となるのが、後ほど5条の説明でも出てきますけども、併用地として一体として太陽光発電設備を設置するという申請が出ております。申請地の状況はこのようになってございまして、黄色で囲った、線で囲った部分がこの4条、自己所有地の転用申請、それで南側、図でいいますと、南、右側の青い点でくくったのが後ほど説明させていただきます5条の併用地の転用申請が出ております。本申請地は、調整区域内の第2種農地となっております。</p> <p>したがいまして、本事案につきましては後ほど審議をお願いいたします農地法第5条の規定による許可案件と併せて、全体として一つの事業計画となっておりますので、5条の後ほどの申請の審議が許可相当となった場合に、本件の4条も同時に許可相当となるものでございます。</p> <p>続きまして、申請番号21-3と22-4でございます。</p> <p>この2件は、申請者が異なりますが、隣接する農地の目的を同じくする転用事案でございますので、一括して説明をさせていただきます。</p> <p>●●における農地改良のための一時転用事案でございます。まず、こちらが21-3の申請地でございます。●●沿いにございます●●から東に約300mに位置してございまして、申請者は21-3、22-4ともに●●にお住まいの方でございます。21-3がこの部分でございまして、隣接して22-4が北側の隣接地2筆の申請となっております。</p> <p>まず、申請地でございますが、こちらが21-3のほうでございます。これは、公衆用道路から最奥、奥のほうに位置してございまして、進入がなかなか困難であって、高低差もあるということで、耕作が不便な農地であるということでございます。したがいまして、この21-3と22-4、これが隣接地でございますが、この2筆と合わせて全体で3筆につきまして、盛土によるかさ上げを行うということでございます。それによって高低差を解消するとともに、新たに東側に公衆用道路からの進入路を設けるということ。申請地の東側に道路があるんですが、そちら側から入れるように進入路を設けるということでございます。それによりまして、耕作利便性の向上を図るということで、許可されたならば、3年間一時的に転用しようというものでございます。</p> <p>また、本申請地につきましては、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地でございますので、本件は農地法施行令第4条第1項第1号に規定してあります「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる」ものとして、農用地区域内農地の不許可の例外に該当しておるものでございます。</p> <p>以上の4件につきまして、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、この議案を提出するものでございます。</p> <p>なお、申請番号の21-3と22-4につきましては、広島県の農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取しまして、異議がなければ許可となるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>担当地区の委員さんから補足説明があればお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。</p>
住 井 委 員	<p>21-3と22-4ですが、どれくらい盛土するのですか。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>計画では、こちらの2筆につきましては、一番低い部分になっておりますけど、最大で4.2m、こちらが最大で約3.1mの盛土という計画になっております。</p>
住 井 委 員	<p>でも、それだけ盛土したら水が来ないのではないですか。農地への復旧ができるのですか。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>盛土するのは●●という業者なんですけど、●●地区の岩石採石場から出る残土の処分ということでこの盛土が行われるというふうに伺っております。</p>

住井委員	それを先に説明してください。
大下局長補佐	ちょっと説明が足りておりませんで、申し訳ございません。
住井委員	水はどこから来るのですか。上の山からですか。
大下局長補佐	水は、新たに水路を設けられまして、高いところから水を引かれるという計画になっております。
住井委員	農地への復旧は難しいと思いますが、分かりました。
議長	その他ご質問、ご意見ございませんか。
	< なし >
議長	ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第44号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、11ページの21-3、22-4については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議がありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第44号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、11ページの21-3、22-4については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取回答が許可されることに異議がありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定いたします。 次に、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
津山主査	議長、津山。 それでは、総会議案の12ページから説明させていただきます。 議案第45号について説明します。 初めに、資料の差し替えがございます。総会議案の17ページ、18ページの表裏2枚について差し替えをお願いします。事前に送付しました議案の17ページ、申請番号222-18が取下げとなったため、議案から削除し、合計値も変更しております。したがって、今月は17件の申請がございました。内訳については、17ページに記載のとおりでございます。 内容については座って説明させていただきます。 それでは、205-1について説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住しています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。 続いて、206-2について説明します。 駐車場への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび隣接地の空き家を取壊し新居を建築するに当たり、既存の進入路が使用できなくなるため、隣接する本申請地を駐車場として転用しようとするものです。申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。 207-3について説明します。 資材置場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、建築、土木業を営む会社です。受人は現在東広島市内の住宅建築の仕事を多く受けており、資材置場を求めていたところ、幹線道路から近く、市街化区域内の隣地とともに利便性のよい本申請地を譲り受けることが可能となったため、資材置場として転用しようとするものです。申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。 208-4について説明します。 資材置場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、土木業を営む会社です。このたび賃借中の車両置場を返却されることとなり、新しい資材置場を求めていたところ、申請地に隣接する宅地を事業所用地として取得したことから、本申請地を新たに資材置場として使用することとしたため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南に位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請にかかる土地

津山主査	<p>の周辺地域において居住する者の日常生活上（又は業務上）必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。</p> <p>209-5について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。</p> <p>210-6について説明します。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、●●で飲食業を営まれています。このたび現在賃借中の店舗駐車場を返却する話が上がり、新しく駐車場を求めたところ、店舗隣接の本申請地が現在より好条件で借りられることとなり、大型バスを含めた駐車場として新たに整備する計画です。申請地は、●●の北東に位置し、●●地区として昭和35年度から昭和39年度にかけて実施された団体営圃場整備事業により整備された第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号の規定による第1種農地の不許可の例外に該当します。</p> <p>211-7について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するもので、農地法第4条の規定による許可申請と併せて申請されております。申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、212-8について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住されています。現在、譲渡人である母と同居されていますが、受人には所帯もあり、手狭となったことから、実家に近い本申請地に住宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北に位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号の規定による第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、農振農用地からは令和2年6月26日付で除外済みです。</p> <p>213-9について説明します。</p> <p>共同住宅への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび共同住宅2棟の建築とともに駐車場を整備するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>214-10と215-11は関連しますので、一括して説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび売電を目的とした2つの太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、申請番号214-10は●●の西に位置し、申請番号215-11は●●の南西に位置する第2種農地です。</p> <p>216-12から220-16は関連しますので、一括して説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした5つの太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、それぞれ順に216-12と217-13は●●の西に位置し、218-14は●●の北西に位置し、219-15と220-16は●●の南東に位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、221-17について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。</p> <p>以上の17件につきましては、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。上程議案中、番号208-4、210-6、212-8については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対象外であることから許可してよいか、併せてご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>担当地区の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>

岡土居委員	<p>7番の岡土居です。</p> <p>210番の6の駐車場への転用ですが、これは皆さんもご存じかと思うんですが、●●で●●という飲食店を●●の株式会社●●が経営しております。今コロナがはやっており密になってはいけないので、どうしても駐車場を広くとらなきゃいけなくなっています。例えば24人乗りのマイクロなら12人ぐらいしか乗れませんので、こういうような広い駐車場が要ると。それから、商売をされて、もう40年も50年もなり周りの信用もあります。そういうようなことで、賛成させてもらいますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、13ページ、208-4、14ページ、210-6、212-8については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議がありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、13ページの208-4、14ページの210-6、212-8については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議がありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をします。次に、議案第46号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
坂見主任主事	<p>議案第46号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」説明させていただきます。</p> <p>19ページをお願いいたします。</p> <p>申請番号1で、場所は●●、●●から北に約4kmのところでございます。近くにある●●から北西200mに位置します空き家の近くに点在する3筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。</p> <p>まず、3筆ありまして、まず家に一番近い1番についてご説明いたします。</p> <p>●●2001番4、田で106㎡、続きまして2番、同じく●●2024番、地目が畑、157㎡、3番目が●●2030番、畑、279㎡でございます。いずれの農地も面積が小さく、貸借の対象とはなりにくい状況です。空き家とセットで売買されない限り、将来農地として耕作されることは難しいのではないかと思います。</p> <p>続きまして、申請番号2番ですが、少しお待ちください。</p> <p>すみません、お待たせしました。申請番号2、場所は、●●、国道2号線、●●から南に約300mのところ position します空き家に隣接する2筆の農地について下限面積を1aに設定するものです。所有者は、●●に在住しております。1番のところですが、●●1115番1、地目が田、270㎡、2番目が●●1115番2、地目が田、103㎡でございます。現在、いずれの農地も耕作されておられません。また、形状が不整形であったり、面積も小さく、貸借の対象とはなりにくい状況です。空き家とセットで売買されない限り、現在遊休化した農地を農地として耕作されることは難しいのではないかと思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p>

住井委員	現状は荒れているようですが田でまた登記するのですか。地目を雑種地にしたほうがよいのではないですか。
坂見主任主事	2番の上三永の案件でしょうか。
住井委員	はい。
坂見主任主事	登記地目は田ですが、現状はこういう状況で、荒れています。購入予定の方もいらっしゃるんですが、田としては実際上無理ということで、家庭用の、自宅用の畑として今後は活用されるんじゃないかと思っております。
	はい分かりました。
古川みどり委員	23番古川です。空き家に附属した農地ということですが、空き家っていうのはこの近くにあるのですか。
坂見主任主事	ご覧いただきたいと思いますが、ど真ん中、丸のところは空き家になります。その上に、1番、2番の農地が附属しております、隣接という状況でございます。
古川みどり委員	はい、分かりました。それで今度買われる人はもう決まっているのですか。
坂見主任主事	購入される方はもう決まっているというふうには聞いてはおります。
古川みどり委員	それで、小さい田んぼを自家菜園の畑にするって言われているのですか。
坂見主任主事	そばの農地になりますので田んぼというわけにはいかないと思いますので、家庭菜園、自家消費用の畑だと思っております。
議長	その他ご意見はございませんか。
	< なし >
議長	ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第46号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地、下限面積1aに設定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第46号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る面積は、下限面積1aに設定することに決定いたします。 続きまして、日程第4の報告に入ります。 報告第25号から報告第28号について事務局の説明を求めます。
大下局長補佐	議長、事務局大下。 では、資料の報告事項をお願いいたします。 報告第25号から報告第28号までは東広島市農業委員会規定第8条の規定に基づきまして、事務局において専決処分をしたものでございます。 私からは、報告第25号から報告第27号までを報告させていただきます。 なお、内容の詳細につきましては、報告事項につきましては、内容の説明を割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。 座って説明をさせていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第25号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページと3ページをお願いいたします。 市街化区域内の農地転用につきましては、今月分は8件の届出を受理いたしました。内容については掲載のとおりでございます。 4ページをお願いいたします。 報告第26号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 5ページから7ページまでがその内容となっております。

大 下 局 長 補 佐	<p>法務局からの農地の転用事実に関する照会につきましては、今月分は11件の照会がございました。回答内容等につきましては掲載のとおりでございます。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> <p>報告第27号「農地転用（農業用施設）届出の受理について」でございます。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>農業施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。</p> <p>内容につきましては掲載のとおりでございます。</p>
定 井 農 地 保 全 係 長	<p>議長、事務局定井。</p> <p>それでは、私からは報告第28号についてご説明申し上げます。</p> <p>本件も、東広島市農業委員会事務局規定に基づいて専決処分したものでございます。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>報告事項の10ページからになります。</p> <p>これは、農地利用状況調査にて調査した結果、再生利用が困難な農地、いわゆる非農地としてご報告いただいた農地につきまして、事務局において改めて現地確認をし、非農地として判断したものでございます。今回は、八本松町原の農地につきまして、11ページの下に掲載しておりますように、田8筆、4,005㎡、畑3筆、658㎡、合計11筆、4,663㎡を非農地として判断するものでございます。これらの農地につきましては、今後所有者の方へ非農地の通知を行うとともに、法務局等の関係機関へ情報提供を行うこととなります。なお、担当の農業委員さんへは、位置図、現地確認をした際の写真等の資料を基に事務局から説明をさせていただきます。非農地判断に同意する旨の確認書をいただいております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	何かございませんか。
高 尾 委 員	22番の高尾です。さっきの非農地のことですが、面積1反とか2反とかという広い面積がありますよね、あれは山か何かなのですか。
定 井 農 地 保 全 係 長	今回の案件ですか。
高 尾 委 員	それからその前の非農地の回答ですか、法務局照会で1反とか2反とかいう大きい面積があるのですが、現況が分からないので、私らがそんな別にどうこう言うことはないのですが、農地としてかなり広い面積があるのは不思議なんです。
定 井 農 地 保 全 係 長	<p>農地パトロールで調査していただいて、現況がもうほとんど山となっているものを今回非農地として事務局も判断したということで上げさせていただいたというもので、1筆は大きいものもあるかもしれませんが、その都度現地確認をして判断はさせていただきたいと思えます。</p> <p>多くはやはり山の中、山と隣接したような農地が対象となっておりますので、ほぼ山と一体化しているような農地が多いという状況でございます。</p>
高 尾 委 員	ただ、面積が広いので農地として、ちょっともったいないなというのがあります。それだけなのですけど。
議 長	はい分かりました。
議 長	次に、日程第5のその他に入ります。何かございませんでしょうか。
定 井 農 地 保 全 係 長	<p>それでは、本日お配りをしております令和2年度東広島市農業委員会総会スケジュールとある資料をご覧ください。</p> <p>今年度の総会スケジュールでございますけれども、6月の初の会等のときに皆様にお配りをさせていただいておりますけれども、その後会場の都合等により、総会の開催日に変更が生じておりますので、ご報告をさせていただきます。</p> <p>表に赤色で記載しております部分に変更の箇所となります。</p> <p>9月総会についてでございますけれども、当初9月30日の予定でありましたが、1日早い9月29日に、10月総会については、同様に1日早く10月29日に、それから11月と来年1月の開催日も変更となっております。会場の都合等により、今後もこういった開催日、それから開催時間、場所等に変更が生じる可能性がございまして、委員の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますけれども、何とぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>

議 長	その他ありませんか。
	< なし >
議 長	ないようですので、委員の皆様には長時間にわたり審議、誠にご苦労さまでした。それでは、大月会長職務代理者から次回の総会について報告をお願いいたします。
大 月 職務代理者	失礼いたします。先程、事務局のほうから日程変更の説明がありましたが、次回9月総会は、9月29日10時より予定しております。 なお、開催場所につきましては、今のところ広島中央農協さんの会議棟を予定しておりますが、正式には開催通知にて案内いたしますので、そちらのほうよろしくをお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 以上で8月総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 7番 岡土居 正弘 委員 8番 古本 啓之 委員